

第 1 章

計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

本市では、平成11年3月に「関市障害者計画」を策定し、障がいがあるなしにかかわらずともに生活し、活動できる社会をめざす「ノーマライゼーション」と、ライフステージの全ての段階において全人間的復権をめざす「リハビリテーション」を基本理念の下に、障がい者施策を推進し、様々な事業を展開してきました。

この間、国においては、平成14年12月に障がい者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）が、岐阜県においては平成17年3月に、障がい者も安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」の着実な進展をめざして、新たな障がい者計画「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）が策定されました。

また、平成15年度には支援費制度が施行され、障がいのある人に対する福祉サービスの提供に関しては、行政機関による措置制度から利用者がサービスを選択し契約する方式へと切り替わりました。これにより、サービス利用者は大幅に増加したものの、利用者の急増に伴いサービス費用が増大し、サービスの地域間格差の問題、精神障がい者が対象になっていないことなど様々な問題点も指摘されています。

そのため、こうした制度上の問題を解決するとともに、障がいの種類にかかわらず共通のサービスが受けられるようにサービスの仕組みを一元化し、障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、平成17年10月に「障害者自立支援法」が制定され、平成18年4月から一部施行、10月からは本格的に施行されました。また、障害者自立支援法では、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村が障害福祉計画を作成するよう義務付けられました。

さらに、本市においては、平成17年2月に洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村と関市の1市2町3村が合併したことから、新関市の障がい者施策を総合的に推進していくための新たな指針が求められています。

これらの背景を踏まえ、本市では「関市障がい者計画及び障がい福祉計画」を策定し、制度上の課題の解決を図るとともに、障がい者が安心して地域で暮らしていけるよう福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保を図り、障がい者施策をより一層推進することとします。

2. 計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づき障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める「障がい者計画」と障害者自立支援法に基づき、国の基本方針に沿って、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定める「障がい福祉計画」を含むものです。

また、本計画は上位計画となる「関市第4次総合計画」や「関市地域福祉計画」等の関連計画との整合性を図りながら推進していきます。

障がい者計画

- 障害者基本法（第9条の3）に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期（10年＜5年毎の見直し＞）
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障がい福祉計画

- 障害者自立支援法（第88条）に基づく、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
※第1期計画は、平成18年度中に、平成20年度までを計画期間として策定
- 各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

3. 計画の基本理念

障がい者や高齢者、子どもなどすべての人々が地域社会において、積極的に参加し、活動できるよう機会の均等をめざし「ノーマライゼーション」の推進を図ります。

また、障がい者の自立と社会参加が促進されるよう「リハビリテーション」の推進を図ります。これらの取り組みを行うにあたり、障がい者の権利宣言や基本的人権を具現化しながら総合的な福祉施策を推進します。

4. 計画の基本目標

基本目標を「豊かな自然と歴史的風土の中で、誰もが住みなれた地域で共生できる安心とゆとりのある福祉のまちづくり」とします。

5. 計画の期間

障がい者施策全般の指針となる「障がい者計画」については、障害者自立支援法に基づくサービスの提供を視野に入れて、平成18年度（2006年度）を初年度とし、平成27年度（2015年度）を目標年度とする10年間を計画期間として策定します。

また、障がい福祉計画については、平成18年度を初年度とし、平成20年度を目標年度とする3年を1期とした計画とします。このため、第2期計画については、第1期の実績を踏まえ、必要な見直しを平成20年度末までに行った上で、平成21年度から平成23年度を計画期間として策定します。

6. 基本的視点

1 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種類、程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービス、その他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

2 障がい者の自立支援

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供を推進するとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、障がい者のニーズにあったきめ細かな対応を進めます。

3 地域福祉の推進

障がい者をはじめ、高齢者や児童などに関わる地域の生活課題を総合的に解決していくためには、行政だけでなく、地域に暮らす人々の理解や自発的で創造的な活動が欠かせません。

誰もが安心して地域で暮らし続けるために、一人ひとりが協働し、役割を果たしながら地域福祉を推進します。

7. 施策の体系

基本の方針	内容
1. ノーマライゼーションの促進	ノーマライゼーションの実現のためには、障がい者に対する関心や理解を高めることが重要です。障がい者との交流やふれあい活動を推進するとともに、広報等を通じて積極的に啓発活動を行います。
2. 療育・教育の推進	障がい者の発達段階に応じた適切な療育は障がい者の成長を促進させ、機能の維持、向上のために欠かせないものです。障がい児者に対するきめ細やかな療育・教育を推進します。 また、学校現場においては障がい者との交流やふれあいを図る福祉教育を推進し、障がい者に対する理解を深めていきます。
3. 福祉サービスの充実	障がい者が安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、障がいの程度や状況に応じた様々な福祉サービスの提供が欠かせません。障がい者の多様なニーズに対応できるサービス提供体制を整備していきます。
4. 保健・医療の充実	障がいの予防、軽減を図るため、健康診査の充実による障がいの早期発見・早期療育を推進していきます。
5. 生活環境の整備	誰もが住みやすいまちづくりのためにユニバーサルデザインを推進し、生活環境の整備を進めます。 また、地震や火災等に備えた防災対策を地域ぐるみで進めていきます。
6. 雇用・就労の促進	障がい者がその能力と適性に応じて社会参画し、自立へとつながるように、関係機関と連携し、障がい者の雇用の促進と安定のための支援を進めていきます。
7. スポーツ、文化活動の振興	障がい者のゆとりとうるおいのある生活の実現のために、スポーツや文化活動を推進していきます。

8. 計画の対象者についての考え方

計画の対象として、障害者基本法に基づく身体・知的・精神の3障がい又は難病等^{*1}のため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方々を本計画の対象とします。

*1 難病：法律等による明確な定義はないが、行政として取り上げる疾病の範囲としては、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などにも人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。